

# 食中毒予防の啓発をお願いします！

令和8年1月14日

報道にあたりまして、食中毒の予防の観点から以下の啓発をお願いします。

## （1）カンピロバクター等の細菌による食中毒予防策

- ① 食肉を十分に加熱調理する。（中心部を75度以上で1分間以上加熱）
- ② 食肉は他の食品と調理器具や容器を分けて処理や保存を行う。
- ③ 食肉を取り扱った後は十分に手を洗ってから他の食品を取り扱う。
- ④ 食肉に触れた調理器具等は使用後洗浄・殺菌を行う。

## （2）食中毒予防の3原則

- ① つけない
- ② 増やさない
- ③ やっつける

を守って食中毒を防ぎましょう。

## （3）食品取扱者の衛生管理

- ① 食品取扱者は日頃から自分自身の健康状態を把握し、下痢や嘔吐、風邪のような症状がある場合には、調理施設等の責任者（営業者、食品衛生責任者等）にその旨をきちんと伝えましょう。
- ② 調理施設等の責任者は、下痢や嘔吐等の症状がある方を、食品を直接取り扱う作業に従事させないようにしましょう。

### （参考）令和8年次発生状況（1月14日16:00現在）

|     | 件数 | 患者数 | 死者数 |
|-----|----|-----|-----|
| 宮崎県 | 1  | 3   | 0   |
| 宮崎市 | 0  | 0   | 0   |
| 計   | 0  | 0   | 0   |

※件数・患者数は、今回の食中毒を含みます。

### （参考）令和7年次発生状況（1月から12月）

|     | 件数 | 患者数 | 死者数 |
|-----|----|-----|-----|
| 宮崎県 | 13 | 67  | 0   |
| 宮崎市 | 10 | 134 | 0   |
| 計   | 23 | 201 | 0   |